

図表4-1-3 ▶電電公社とNTTの比較

電電公社とNTTの比較

区別	電電公社	NTT	備考
主たる事業内容	公衆電気通信業務 (法定)	国内電気通信事業 (認可)	NTTについては公共性保持の観点から、全国における電話サービスの供給、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究が義務付けられている
経営形態	公共企業体	株式会社	NTTは、特別法に基づく特殊会社
資本金・出資形態	資本金188億円 政府出資	資本金7,800億円 政府及び民間出資	NTTの株式は、当面全額政府保有、後に3分の2まで逐次売却。外国人及び外国法人はNTT株式を保有できない。
予算、事業計画等	予算(収支計画)の国会議決、事業計画及び資金計画は予算の添付資料	事業計画の認可	
料金	法定(一部認可)	認可	
投資	認可	特段の制約はない	電電公社の投資範囲については、公衆電気通信業務の受託を行う業務及び公衆電気通信業務の運営に密接に関連する事業に限定されていた。
役員	総裁・副総裁…内閣任命 (経営委員会の同意) 理事…総裁任命 監事…経営委員会任命	代表取締役…取締役会選任 取締役・監査役…株主総会選任	NTTの取締役・監査役の選任及び解任の決議は、認可を受けなければ効力を生じない。

出所：郵政省『昭和60年版通信白書』第1-1-2表

(2) エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社の発足

民営化から3年後の1988年5月23日、NTTはデータ通信事業本部を分離し、エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(現在のNTTデータグループ社及びその傘下の企業群)を設立した。背景には回線設備を保有する電気通信事業者がデータ通信事業を兼営することが他の情報処理事業者に対して不公正になる恐れがあるとされ、先の第二臨調第3次答申で言及されていたことがある。NTTはデータ通信部門を独立企業化し、公正な競争を担保しながら、日本の情報処理産業の更なる発展に取り組み始めた。

(3) NTT法附則の「5年以内」の見直し

民営化直後のNTTは、日本市場における通話料金値下げ競争を新規参入事業者らと繰り広げることになり、その動向は第1章でも触れたとおりである。一方、NTT法の附則で定められた「5年以内の見直し」が具体化し始めたのは1988年3月だった。郵政大臣が電気通信審議会に「今後の電気通信産業の在り方について」を諮問し、NTTの経営形態が再度論点が上がったのである(図表4-1-4)。

その後、通商産業省の外郭団体である財団法人産業研究所と公正取引委員会が時期尚早の考えを示し、経済団体連合会は1989年12月に、組織再編は有効な方法であるとしつつも米国AT & Tの分割の検証を行い、判断については

図表4-1-4 ▶

1988年3月 電気通信審議会への諮問書「今後の電気通信産業の在り方について」

昭和60年4月の電気通信制度改革後3年を経過した今日、我が国電気通信市場は、多彩な新事業者の誕生、数次にわたる料金引き下げ等にみられるとおり改革の趣旨に沿った成果を挙げてきている。

一方、今後の電気通信の在り方をみると、国民利用者の需要動向に的確に対応できる柔軟で均衡のとれた電気通信ネットワークの形成、ISDN化の進展、通信技術の革新等を踏まえた新しい情報通信サービス、料金体系の在り方及び我が国の基幹的電気通信事業者であるNTTの在り方等早急に取り組むべきいくつかの課題が明らかとなってきている。

また、広く我が国経済社会を展望すると、国際化の進展等を踏まえた我が国経済構造調整の推進、地域経済活性化等による均衡ある国土形成が求められており、社会資本である電気通信がこれらの我が国の喫緊の課題に大きく寄与することが期待されている。

こういった状況を踏まえ、今後の高度情報社会を担う社会資本産業たる電気通信産業の果たすべき役割を明らかにするため、今後の電気通信産業の在り方について諮問するものである。

出所：NTT『NTT経営形態論議資料集 1981～1997』(1998年6月)より

猶予期間を置かざるを得ないとの提言を行っている。